

安全データシート(SDS)

作成: 2009年2月5日
改正: 2025年2月20日

1. 製品及び会社情報

| | | |
|----------|---------------------------------|--|
| 製品名: | TMAH 25% | |
| 推奨用途: | 電子材料用試薬 | |
| SDS整理番号: | TAMA-DTH001-01-14 | |
| 会社情報: | 多摩化学工業株式会社 神奈川県川崎市川崎区東田町6番地1 | 電話番号: 044-200-1701 FAX番号 044-200-1707 |

2. 危険有害性の要約

GHS分類

| | | |
|-----------|------------------|----------|
| 健康に対する有害性 | 急性毒性(経口) | 区分3 |
| | 急性毒性(経皮) | 区分3 |
| | 皮膚腐食性／刺激性 | 区分1 |
| | 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | 区分1 |
| | 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | 区分1(神経系) |

GHSラベル要素

絵表示



| | | |
|------------|----------------|---|
| 注意喚起語 | 危険 | |
| 危険有害性情報 | H301 | 飲み込むと有毒 |
| | H311 | 皮膚に接触すると有毒 |
| | H314 | 重篤な皮膚の薬傷および眼の損傷 |
| | H370 | 臓器(神経系)への障害 |
| 注意書き(安全対策) | P260 | ガスマスク/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 |
| | P264+P265 | 取扱後は手をよく洗うこと。眼には触らないこと。 |
| | P270 | この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。 |
| | P280 | 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。 |
| 注意書き(応急処置) | P301+P316 | 飲み込んだ場合:すぐに救急の医療処置を受けること。 |
| | P301+P330+P331 | 飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。 |
| | P302+P352 | 皮膚に付着した場合:多量の水で洗うこと。 |
| | P302+P361+P354 | 皮膚についた場合:直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。すぐに水で数分間洗うこと。 |
| | P304+P340 | 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 |
| | P305+P354+P338 | 眼に入った場合:すぐに水で数分間洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 |
| | P308+P316 | ばく露またはその懸念がある場合:すぐに救急の医療処置を受けること。 |
| | P316 | すぐに救急の医療処置を受けること。 |
| | P361+P364 | 汚染された衣類を直ちにすべて脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。 |
| 注意書き(保管) | P403+P233 | 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。 |
| 注意書き(廃棄) | P501 | 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 |

3. 組成及び成分情報

单一物質／混合物: 混合物

| 化学名 | 濃度範囲 | CAS番号 | 安衛法 (政令番号) | 化審法 (官報整理番号) | 化管法 (管理番号) |
|---------------------|-------|-----------|---------------------------|-----------------|---------------|
| テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド | 25wt% | 75-59-2 | 別表第2の1293 (令和7年4月1日施行) | (2)-186 | 677 |
| 水 | — | 7732-18-5 | — | — | — |

4. 応急処置

| | |
|-------------------------|---|
| 吸入した場合 | 直ちに被災者を空気の新鮮な場所に移動させ、衣類を緩め呼吸気道を確保すること。体を毛布などで覆い、保温して安静を保つこと。呼吸停止若しくは呼吸が弱い場合、酸素吸入を行うこと。直ちに医療機関に連絡し、被災者を搬送する手配を行い、医療処置を受けること。 |
| 皮膚に付着した場合 | 汚染された衣類、靴等を脱ぐこと。必要に応じ衣類等をハサミ等で切断すること。直ちに大量の流水又はシャワーで15分以上洗い流すこと。医療機関に連絡し、被災者を搬送する手配を行い、速やかに医療処置を受けること。 |
| 目に入った場合 | 直ちに流水で15分以上洗い流すこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。眼球とまぶたの隅々まで水が行渡るように洗浄すること(可能であればリトマス紙等で涙液のpHを調べながら正常(中性)になるまで洗浄する)。洗浄が遅れたり、不十分な場合、失明のおそれもあるため、寸秒でも早く洗浄を始め、製品を完全に洗い流すこと。医療機関に連絡し、被災者を搬送する手配を行い、速やかに医療処置を受けること。 |
| 飲み込んだ場合 | 無理に吐かせないこと(腐食性なので吐かせるとかえって危険が増す)。被災者に意識がある場合、口をすすぎ、コップ2杯程度の牛乳又は水を飲ませてもよい。被災者に意識がない場合、口から何も与えてはならない。直ちに医療機関に連絡し、被災者を搬送する手配を行い、医療処置を受けること。 |
| 急性症状及び遅発性症状のもっとも重要な微候症状 | 吸入、経口摂取、皮膚からの浸透により、全身に神経毒作用を引き起こし、重症又は致命的な影響を及ぼすおそれがある。皮膚接触、吸入による症状は、時間が経過した後に現れる場合がある。 |
| 応急処置をする者の保護に必要な注意事項 | 適切な保護具を着用すること(8項「保護具」参照)。マウス・ツー・マウス法による人工呼吸は行わないこと。 |

5. 火災時の措置

| | |
|-------------|--|
| 適切な消火剤 | 当液自体は不燃性であり、周辺火災に適した消火剤を使用する |
| 使ってはならない消火剤 | なし |
| 特有の消火方法 | 周辺火災の場合、危険でなければ火災区域から容器を移動する。移動不可能な場合、容器及び周辺に散水して冷却する。 |
| 消防活動を行う者の保護 | 風上から消火する。消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護具を着用。 |

6. 漏出時の措置

| | |
|----------------|--|
| 人体に対する注意事項 | 漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立入りを禁止する。屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。 |
| 保護具及び救急時措置 | 作業の際には必ず保護具を着用し、風下で作業をしない。必要に応じ呼吸用保護具を着用する。保護具は8項「ばく露防止措置及び保護措置」を参照のこと。適切な防護具を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。風上に留まる。低地から離れる。 |
| 環境に対する注意事項 | 河川、下水等に排出され、環境へ影響を起さないように注意する。環境中に放出してはならない。 |
| 封じ込め及び浄化の方法・機材 | 少量の場合、乾燥土、砂・紙・布に吸着させて空容器に回収し、その跡を中和処理する。多量の場合、土砂等でその流れを止め、安全な場所に導いてから、汲み上げ又は乾燥砂等に吸着させて空容器に出来るだけ回収し、残液は酸(希塗酸、希硫酸等)で中和処理する。 |

7. 取扱い及び保管上の注意

| | |
|---------|---|
| ○取扱い | |
| 技術的対策 | 8項「ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 |
| 注意事項 | 取扱いの都度、容器を密閉する。容器を開く前に内圧を除く。取扱い後は顔、手等の露出部を水で良く洗う。取り扱い場所の近くには洗眼設備、シャワーを設置する。容器を転倒させる、落下させる、衝撃を加える、引きずる等の乱暴な取扱いをしない。強酸化剤、還元剤との接触を避けること。 |
| ○保管 | |
| 適切な保管条件 | 直射日光を避け、換気のよいなるべく涼しい場所に密閉して保管すること。酸化剤、強酸、還元剤から離して保管する。施錠して保管すること。 |

8. ばく露防止及び保護措置

| | |
|--------|----------------------------|
| 設備対策 | 洗眼器、安全シャワー、手洗い場、局所排気設備 |
| 保護具 | |
| 呼吸用保護具 | 保護マスク(ミスト用)、防毒マスク、自給式空気呼吸器 |

| | |
|------------|------------------------------------|
| 手の保護具 | 保護手袋(ゴム手袋等耐アルカリ性のもの) |
| 眼・顔面の保護具 | 保護面、保護眼鏡(ゴーグル型) |
| 皮膚及び身体の保護具 | 保護衣、保護長靴、保護前掛け(ゴム、ビニール製等耐アルカリ性のもの) |

9. 物理／化学的性質

| | |
|----------------------|------------------|
| 物理状態 | 液体 |
| 色 | 無色透明 |
| 臭い | ほとんど無臭(若干アミン臭あり) |
| 融点／凝固点 | -15°C以下 |
| 沸点又は初留点及び沸点範囲 | 約100°C |
| 可燃性 | なし |
| 爆発下限界及び爆発上限界・可燃限界 | なし |
| 引火点 | なし |
| 自然発火点 | なし |
| 分解温度 | データなし |
| pH | >13 |
| 動粘性率 | データなし |
| 溶解度 | データなし |
| n-オクタノール／水分配係数(log値) | データなし |
| 蒸気圧 | データなし |
| 密度及び／又は相対密度 | 1.0 |
| 相対ガス密度 | データなし |
| 粒子特性 | データなし |

10. 危険性情報(安定性・反応性)

| | |
|------------|------------------------|
| 反応性 | 空気中の炭酸ガスを吸って劣化する |
| 化学的安定性 | 常温では安定 |
| 危険有害反応可能性 | 酸化剤、強酸、還元剤と反応する |
| 避けるべき条件 | 熱、火、着火源 |
| 混触危険物質 | 酸化剤、強酸、還元剤 |
| 危険有害な分解生成物 | アンモニア、アミン類、アルコール、窒素酸化物 |

11. 有害性情報(人についての症例、疫学的情報含む)

| | |
|------------------|---|
| 急性毒性(経口) | ラット経口 LD50 34～50 mg/kg |
| 急性毒性(経皮) | ラット経皮 LD50 112mg/kg |
| 急性毒性(吸入:蒸気) | データ不足のため分類できない。 |
| 皮膚腐食性／刺激性 | 強アルカリであり、接触すると薬傷を起こし、激しい痛み、皮膚の炎症を起こす。浸透性があり、全身的な神經毒作用を引き起す。 |
| 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 | 激しい痛みを感じ、眼の組織の炎症を引き起す。視力低下、失明の恐れがある。 |
| 呼吸器感作性 | データ不足のため分類できない。 |
| 皮膚感作性 | データ不足のため分類できない。 |
| 生殖細胞変異性 | 復帰変異試験 隣性 染色体異常試験 隣性 |
| 発がん性 | データ不足のため分類できない。 |
| 生殖毒性 | データ不足のため分類できない。 |
| 生殖毒性・授乳影響 | データ不足のため分類できない。 |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | 全身的な神經毒性(副交感神經作用)により、心肺停止、呼吸不全に至ることもある。 |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | データ不足のため分類できない。 |
| 誤えん有害性 | データ不足のため分類できない。 |

12. 環境影響情報

| | |
|---------|--|
| 生態毒性 | 甲殻類(オオミジンコ) EC50 3mg/L(48Hr) 魚毒性があると考えられるため、そのまま排水に排出してはならない。 |
| 残留性・分解性 | データなし |

| | |
|-----------|-------|
| 生態蓄積性 | データなし |
| 土壤中の移動性 | データなし |
| オゾン層への有害性 | データなし |

13. 廃棄上の注意

| | |
|----------|---|
| 残余廃棄物 | 廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。都道府県知事等の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託して処理する。廃棄物の処理を依託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託すること。本製品を含む排水は、活性汚泥処理等で無害化した後、水質汚濁防止法及び地域条例等を遵守し排出すること。 |
| 汚染容器及び包装 | 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 |

14. 輸送上の注意

| | |
|---------------|---------------------------------|
| 国際規制 | |
| 国連番号 | UN1835 |
| 国連輸送名 | 水酸化テトラメチルアンモニウム(水溶液) |
| 国連分類 | クラス8(腐食性物質) |
| 容器等級 | II |
| 海洋汚染物質 | 非該当 |
| 国内規制 | 「15. 適用法令」を参照 |
| 輸送に関する特別の安全対策 | 運搬に際し、容器が転落、転倒若しくは破損しないように積載する。 |

15. 適用法令

| | |
|-----------|--|
| 労働安全衛生法 | 皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧) 【テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド】 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)【1293 テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド】(令和7年4月1日施行) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)【1293 テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド】(令和7年4月1日施行) |
| 化審法 | 優先評価化学物質(法第2条第5項)【17 テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド】 |
| 化管法 | 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)(管理番号677 テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド) |
| 毒物及び劇物取締法 | 毒物(法第2条第1項別表第1第28号指定令第1条)【19の3 テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド及びこれを含有する製剤】 |
| 航空法 | 腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)【【国連番号】1835 水酸化テトラメチルアンモニウム(水溶液)】 |
| 船舶安全法 | 腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)【【国連番号】1835 水酸化テトラメチルアンモニウム(水溶液)】 |
| 港則法 | その他の危険物・腐食性物質(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)【2ヌ 水酸化テトラメチルアンモニウム(水溶液)】 |

16. その他の情報

引用文献

- 1) NITE-CHRIP

免責事項

このSDSに記載されている含有量や物性値、その他の数値について、保証値ではありません。注意事項等は通常的な取扱いを対象としたもので、特殊な取扱いの場合は安全対策を実施の上ご利用をお願いします。製品は記載されている情報以外に未知の危険性を有している可能性がありますので取扱いには十分に注意してください。記載内容は全ての情報を網羅しているわけではなく、新たな情報を入手した場合には追加・改訂を行うことがあります。